

移籍手続きのながれ

移籍するチームが決まったらチームを通じてその国のハンドボール連盟（NF）に手続きを開始してもらいましょう。

大陸連盟またはIHFの加盟国から日本のチームに移籍する場合

日本から大陸連盟またはIHFの加盟国のチームに移籍する場合

移籍するチームの国のハンドボール連盟が手続きの開始を要請します。

移籍する国のNFが手続きの開始を承諾します。

日本ハンドボール協会が手続きの開始を承諾します。

移籍するチーム（または選手が）連盟間移籍の事務管理手数料を支払います。

選手のステータスごとの事務管理手数料を移籍元の国のNFと大陸連盟またはIHFへ送金してください。

事務管理手数料の入金が確認できたら移籍証明書が発行されます。

移籍する国のNFが移籍証明書を発行します。

日本ハンドボール協会が移籍証明書を発行します。

発行された移籍証明書をIHFが承認したら移籍手続きは完了です。

国際連盟間移籍の主な条件

	プロ	アマチュア	学生（留学生）	未成年
事務管理手数料	CHF1,500×2箇所	CHF150×2箇所	無料（期限付き）	無料
支払先	移籍元のNFとIHF	移籍元のNFとIHF	なし（条件付）	なし
年齢制限	16歳以上			16歳以下
ステータスの有効期限	契約満期 12カ月後まで		最大12カ月間	
ステータス変更後の事務管理手数料の支払い義務	差額の支払い義務 なし	差額の支払い義務 あり	差額の支払い義務 あり	差額の支払い義務 あり
ローン移籍	可	不可	不可	不可

大陸連盟内移籍（AHFの場合）の主な条件

	プロ	アマチュア	学生（留学生）	未成年
事務管理手数料	US\$1,000×2箇所	US\$1,000×2箇所	無料（制限付き）	無料
支払先	移籍元のNFとAHF	移籍元のNFとAHF	なし（条件付き）	なし
年齢制限	16歳以上			16歳以下
ステータスの有効期限	契約満期 12カ月後まで		最大12カ月間	
ステータス変更後の事務管理手数料の支払い義務	差額の支払い義務 なし	差額の支払い義務 なし	差額の支払い義務 あり	差額の支払い義務 あり
ローン移籍	可	不可	不可	不可